

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

第 132 号 6 koo

官報 1-4 ページ

仏暦 2558 年 (2015 年) 2 月 5 日

営業秘密法 (第 2 版) 仏暦 2558 年 [2015 年]

プミポン アドゥンラヤデート国王陛下 勅命
現国王治世 70 年、 仏暦 2558 年 [2015 年] 1 月 31 日

プミポン アドゥンラヤデート国王は 以下公布する勅命を下された。

営業秘密法の改正増補が妥当であるとなされ、
ここに以下のごとく、国家立法議会の助言と承認により、立法の印を下賜なされた。

第 1 条 本法律は “仏暦 2558 年 [2015 年] 営業秘密法 (第 2 版)” とする。

第 2 条 本法律は官報に告示された日の翌日から施行する。

第 3 条 仏暦 2545 年 [2002 年] の営業秘密法 第 16 条の条文を廃止し、以下の条文を代用する。

“第 16 条 “営業秘密委員会” と称する委員会を設置し、下記の構成とする。

- (1) 商務省次官を委員長とする。
- (2) 知的財産局 局長を副委員長とする。
- (3) 農業局局長と、食品医薬品局の事務局長を委員とする。
- (4) 農学、情報通信技術、法律学、商学、医学、薬学、科学、工学、経済学、産業の分野、またはこの法律にのっとりた任務を遂行するにおいて有益となるその他の分野についての知識を持ち、有能で、熟練し、経験を有する人物の中から、内閣により、11 人を超えない人数で任命される有識者委員。

この人数のうち、少なくとも 6 人は民間の有識者から任命される。

委員会において、知的財産局の官吏を秘書官と副秘書官に任命する。”

第4条 仏暦 2545 年の営業秘密法 第 17 条を廃止する。

第5条 仏暦 2545 年の営業秘密法 第 18 条と第 19 条の条文を廃止し、以下の条文を代用する。

“第 18 条 有識者委員の任期は 1 期につき 4 年とする。

有識者委員が、任期満了の前に退任する場合、また、内閣が先に任命した委員がまだ任期継続中である間に、委員を追加任命した場合、その交代または追加で任命され職務につく委員は、既に任期中の委員の残りの任期と同じ期間中その職位につく。

第 1 項の任期が満了となった時、次の新しい有識者委員が任命されていない場合は、その任期満了で退任した有識者委員を、新しく任命された有識者委員がその任務につくまでの間、仕事の継続性の為に、職位につかせる。

任期に従いその職位から退任した有識者委員は、再任されることがある。しかし、継続して 2 期を越えて職位についてはいけない。

“第 19 条 任期満了による退任の他に、有識者委員は以下の場合、職位から退任する。

- (1) 死亡
- (2) 辞職
- (3) 内閣による解任
- (4) 職務に背任行為、または不正があった場合。または能力の不足
- (5) 破産者となった場合
- (6) 責任無能力者または準責任無能力者となった場合
- (7) 裁判所の最終判決で禁固刑を言い渡された場合。ただし過失による罪と軽犯罪に対する処罰の場合を除く。”

第6条 仏暦 2545 年の営業秘密法 第 20 条第 2 項の条文を廃止し、以下の条文を代用する。

“委員長を会議の議長とし、委員長が会議に出席しない場合または任務を遂行できない場合、副委員長を会議の議長とする。もし委員長と副委員長が会議に出席しないまたは任務を遂行できない場合、会議に出席した委員で、一人の委員を会議の議長に選出する。”

第7条 仏暦2545年の営業秘密法 第20条第4項の条文を廃止し、以下の条文を代用する。

“審議事項について利害関係がある委員は、当該の事項にかかわる会議に参加することを禁じる。”

第8条 仏暦2545年の営業秘密法 第26条の条文を廃止し、以下の条文を代用する。

“第26条 この法律に従って任務を遂行するにおいて、委員を刑法上の担当官とみなす。”

第9条 仏暦2545年の営業秘密法 第34条の条文を廃止し、以下の条文を代用する。

“第34条 第15条1項の条文に基づいて発布された規則において、自身が営業上の秘密を保護管理する地位責務にある者が、不当に、自身や他人の利益の為に当該秘密を公表または使用した場合、2年を超えない禁固刑、または20万バーツを超えない罰金、あるいはその両刑に処する。”

第10条 仏暦2545年の営業秘密法 第35条第1項の条文を廃止し、以下の条文を代用する。

“第35条 通常常識では、非公表で保護すべき事実で、営業秘密を管理する者の活動にかかわるいずれの事実を公表した者は、それが自分で得たものか、この法律にのっとりた行動上で知りえたものを問わず、1年を超えない禁固刑、または10万バーツを超えない罰金刑、あるいはその両刑に処する。これは、公務の遂行上もしくは、事件の捜査または審理の利益のための公表の場合を除く。”

国王陛下より勅令を受けた者

プラユット チャンオーチャー 陸軍大将

内閣総理大臣

注記： この法律が公布施行となった理由は、仏暦2545年の営業秘密法で、いくつかの条項内容が、営業秘密委員の任命と任務遂行に対して障害となるものがあったからである。更に、営業秘密を保護管理する地位責務にある者と、自身で獲得したり、この法律にのっとりた行動上で知りえた事実を公表した者に対する罰則規定が現在の状況にそぐわない状態になっており、当該の規定をさらに適切なものにするのが妥当となり、この法律の立法が必要となった。